

民間規格の改定について

日電規委 2020 第 0012 号
令和 2 年 8 月 4 日
日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会では、民間規格の改定について、令和 2 年 7 月の委員会で評価しましたこととお知らせいたします。
ご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 経済産業省からの要請による「配電規程」の一部改定について
(地上変圧器等の水害対策に係るもの)
- (2) 経済産業省からの要請による「配電規程」の一部改定について
(電力安全小委員会 令和元年度台風 15 号における鉄塔及び電柱の損壊事故調査検討WGに係るもの)
- (3) 「発電用蒸気タービン規程」(JESC T0003) の改定について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1) 経済産業省からの要請による「配電規程」の一部改定について
(地上変圧器等の水害対策に係るもの)
 - a. 要請した委員会
配電専門部会 (事務局: 一般社団法人日本電気協会)
 - b. 趣旨、目的、内容等
「配電規程 (低圧及び高圧)」は、配電設備の設計、工事、検査及び保守の業務に従事する人が保安上守るべき技術的事項を定めた民間規格です。今回、第 102 回日本電気技術規格委員会において、経済産業省産業保安グループ電力安全課より依頼があった「地上変圧器等の水害対策の配電規程における整理について」の対応に伴い「配電規程 (低圧及び高圧)」の一部改定が行われるものです。
- (2) 経済産業省からの要請による「配電規程」の一部改定について
(電力安全小委員会 令和元年度台風 15 号における鉄塔及び電柱の損壊事故調査検討WGに係るもの)
 - a. 要請した委員会
配電専門部会 (事務局: 一般社団法人日本電気協会)
 - b. 趣旨、目的、内容等
「配電規程 (低圧及び高圧)」(JESC E0004)及び、「22 (33) kV 配電規程」(JESC E0010)は、配電設備の設計、工事、検査及び保守の業務に従事する人が保安上守るべき技術的事項を定めた民間規格です。今回、第 105 回日本電気技術規格委員会において、経済産業省産業保安グループ電力安全課より依頼があった「鉄塔及び電柱の技術基準等改正に係る関連規程の改定検討の依頼について」の対応に伴い「配電規程 (低圧及び高圧)」及び、「22 (33) kV 配電規程」の一部改定が行われるものです。
- (3) 「発電用蒸気タービン規程」の改定について
「発電用蒸気タービン規程」(JESC T0003) は、発電用火力設備 (地熱発電設備を含む。) に使用する発電用蒸気タービン、補

機駆動用蒸気タービン並びにこれらの附属設備に適用する民間規格です。今回、関連する最新法令・基準・規格等との整合を取るとともに、最新の技術情報やデータを盛り込むことによって、多くの関係者に容易に活用いただける内容となるよう改定を行いました。

3. 規格の発行予定

令和 2 年 9 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会事務局 (一般社団法人日本電気協会 電気規格室)

住所: 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1
有楽町電気ビル北館 4 階

電話: 03-6629-9197

ファックス: 03-3216-3997

電子メール: 委員会の HP (<https://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日: 令和 2 年 8 月 4 日 (火)

受付終了日: 令和 2 年 9 月 2 日 (水)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先 (住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス) を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考: 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会であり、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。